

保護者の皆さまへ

東京都立桜町高等学校
校長 古閑 伸幸

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぎ、症状を重症化させないために、登校できない期間になっています。これらの感染症（『学校感染症と出席停止期間の基準』参照）の可能性があり、欠席させる場合には必ず学校へ連絡をしてください。また、診断結果についても速やかにご連絡をお願いします。

学校感染症であると医療機関で診断されて「登校許可証」を提出した場合、出席停止扱いとなります（欠席としない）。医師の指示により、他への感染のおそれなくなり再登校する際は、以下の「登校許可証」に、受診したことが分かるもの（病院の領収書、薬局から渡される「薬の説明書き」、お薬手帳等）のコピーを添えて担任までご提出ください。

※病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。

（切り取らずに提出）

登校許可証

東京都立桜町高等学校学校長殿

____年__組__番 氏名_____

下記の疾患について、____月____日（ ）に医師の診断を受けました。

このため、____月____日（ ）から____月____日（ ）まで欠席させていましたが、登校させますので報告します。

保護者記入欄	診断名（インフルエンザは「型」も記入）
	受診した医療機関名
	受診した医療機関の住所
	受診した医療機関の電話番号
	令和____年____月____日 保護者名 _____

《この欄は学校が記載》

担任→教務→保健室の順で確認し、保健室保管します

担任チェック	教務チェック	保健室
		/